

# 「名寄市過疎地域自立促進市町村計画」 新たなまちづくりを進めます

名寄市は本年3月27日の合併と同時に、あらためて過疎地域市町村として公示されました。

過疎地域市町村は、過疎から自立・脱却するための「過疎地域自立促進市町村計画」（平成17年度～平成21年度の5カ年間）を策定し、さまざまな事業に取り組みこととなります。合併により旧風連町と旧名寄市の計画を基本に、新たに過疎地域自立促進市町村計画を策定することになりました。今回、市議会の議決を経て「名寄市過疎地域自立促進市町村計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

## 計画の方針

この計画の目標は、合併後の新市のまちづくりを進めていくために策定された「新市建設計画」の新市の将来像「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんで創る 心豊かな北の都（まち）」を目標として各種施策を展開し、地域の振興を図ることにあります。

## 5年間の事業計画

本計画は9つの施策区分で構成され、全体で168事業、概算事業費で約300億7000万円が見込まれています。計画に搭載された事業の実施にあたっては、現在策定を進めている総合計画を重視し、さらに整合性、必要性などを検討し、事業

を厳選していきます。また、この計画の中から、過疎対策事業を適用する事業の選定をしていきます。

## 【財政上の特例】

過疎地域の指定を受けた市町村が過疎計画に基づき行う事業については、「過疎対策事業債」をその事業の財源とすることが出来ます。

「過疎対策事業債」  
事業費の95%を過疎債で充てられます。  
元利償還額の70%が交付税に算入され、市町村の財源となります。

## 【産業の振興】

農業振興については、安全で良質な食糧の安定生産を基本に、国際環境に対応できる体質の強い農業の展開を図るため、農業者、関係機関・団体が一体となって、農業経営の確立に努めます。

商業の発展に向けては、旧市町で策定された「中心市街地活性化基本計画」に基づき、TMOなど関係機関・団体と一体となつて、魅力ある商店街づくりなど商業の活性化に努めます。

観光振興では、地域の特性を活かした各種イベント、観光PR活動、自然体験型観光の企画などを各関係機関と連携して進めます。

【交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進】  
市民生活に密着した道路・橋梁は、計画的な整備を進めるとともに、防災や景観にも配慮した機能的で利便性の高い路線としていきます。

姉妹都市、友好都市との交流をさらに発展させ、生活習慣や文化・風土の異なる国や地域との交流を進めます。

【生活環境の整備】  
安全で良質な水を将来にわたって安定供給するため、水道施設について、老朽化の状況や耐震性、災害時への対応、未普及区域の解消等を図るため、計画的に整備を進めます。

民、事業者、行政が協働し、現行の分別・減量化・資源化を推進し、さらに3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生使用）運動を促進し総合的なごみ対策を進めます。

廃棄物対策については、市

## 過疎地域自立促進市町村計画の主な事業

(単位：千円)

事業名	事業主体	概算事業費	備考
道営経営体育成基盤整備事業	北海道	529,057	農業用排水、暗きょ水など
道営畑地帯総合整備事業	北海道	110,477	暗きょ排水、農業用排水施設など
市有林造林事業	名寄市	171,070	植林、下刈、除間伐など
複合交流施設整備事業	名寄市・TMO	1,000,000	実施設計、施設整備
中心市街地活性化事業 風連地区	名寄市・再開発組合	822,880	多目的ホール整備など
ピヤシリスキー場整備事業	名寄市	132,540	圧雪車更新、リフト施設補修など
道の駅整備事業	名寄市	328,755	道の駅整備
19線道路整備事業	名寄市	155,500	改良L=540m、舗装L=700m
東風連線智烈布橋橋りょう整備	名寄市	219,680	L=400m
農道整備特別対策事業（大沢線）	名寄市	81,894	舗装改良
姉妹都市・友好都市交流事業	名寄市	23,467	杉並区、鶴岡市との都市交流
上水道第2期拡張事業	名寄市	1,579,620	浄水・配水施設工事など
公共下水道事業	名寄市	3,084,005	整備面積18ha、処理場機器更新など
塵芥収集車両等整備事業	名寄市	58,500	塵芥収集車、パトロールなど
消防団総合整備事業	上川北部消防事務組合	200,200	消防団拠点施設、訓練塔建設
公営住宅等整備事業	名寄市	2,013,909	北斗・新北斗団地、西町団地建替
市立総合病院施設整備事業	名寄市	329,500	救急救命センター設置など
風連中学校(中央小)校舎・屋体改築	名寄市	1,541,000	設計、本工事、グラウンド整備

は過疎債適用(予定)事業



上空から望む日進健康の森周辺と市街地

【高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう在宅福祉サービスを充実するとともに、在宅での生活が困難な場合には、適切な施設が利用できるような施設整備を図ります。

子どもが心身ともに健やかに成長できるように、保育環境の整備をはじめ、子どもを取り巻くさまざまな課題の早期解決に向けて、相談・指導体制の充実を図るなど、総合的かつ計画的な児童福祉の推進に努めます。

【医療の確保】

市民をはじめとする圏域住民が、いつでも、最良の医療を直ちに受けられることを願い「安

心して暮らせる医療供給体制」の構築をめざします。

【教育の振興】

学校教育については、地域に根ざし開かれた学校づくりをめざして、教育課程の効果的な編成・実施と児童生徒に個々に對する適切な評価に努めます。

学校教育施設、社会教育施設文化・スポーツ施設をはじめとする生涯学習関連施設の整備充実を図ります。

【地域文化の振興等】

地域の歴史や風土に根ざした市民文化の創造と芸術・文化活動の振興を図ります。地域の芸術・文化活動の担い手である文化団体等の育成に努め、その自主的な諸活動に対して支援します。

【集落の整備】

集落における活動の基本である町内会活動に対し、町内会連合会と協力して積極的に支援していきます。

【その他地域の自立促進に関し必要な事項】

「東京なよろ会」「札幌風連会」などの「ふるさと会」の活動を積極的に支援します。  
「なよろ健康の森」「ふうれん望湖台自然公園」などを活用し、交流人口の拡大を図ります。また、大学を中心としたまちづくりを推進します。

## 名寄の冬を楽しく暮らす条例が新たに制定されました

旧名寄市において、冬に親しみ冬を楽しむ暮らしすることを目的に、日本でも類を見ないユニークな条例として「名寄の冬を楽しむ暮らし条例」が制定され、名寄市利雪親雪推進市民委員会を先頭に市民が一体となつて様々な利雪・親雪事業が行われてきました。

新「名寄市」誕生に伴い、本条例が失効したため、市民代表の検討委員会を設置し、新市での利雪親雪のあり方について検討を行いました。

新条例は、旧条例の理念を継承しつつ、新しい時代に適した条例内容を整理し、市民と行政の冬に対する責務並びに利雪親雪推進市民委員会の任務を明確に示しました。

名寄の冬をもっと楽しく、より快適に暮らすためにも市民の皆様方のご協力をお願いします。

問い合わせ 市役所名寄庁舎3階地域振興課  
電話 01654 2111  
内線 3311・3312

### 名寄の冬を楽しく暮らす条例

(前文) 氷点下30度のしばれ、青空に映えてきらきら輝く樹氷、厳寒の朝夕に姿を現すサンピラー、このような自然環境の中で、私たち名寄市民は真っ白い雪像がならぶ街並みをつくるなど、北国特有の生活と文化を創りだしてきました。

しかし、雪や寒さとの付き合いは、いまだ必ずしも十分とはいえません。私たちは「名寄の冬をもっと楽しく、より快適に暮らすこと」を願っています。

私たちは、一人ひとりの創意と工夫、責任と役割により、雪が多く寒い気候・風土に適した、名寄らしい魅力のある生活環境と文化の創造に努め、より快適で楽しく暮らせるまちづくりをすすめるために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市と市民が互いに協力し、一体となつて冬に強いまちづくりをすすめる、快適な市民生活と、雪や寒さを活かして、冬の生活をより暮らしやすく、楽しいものにするを目的とします。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するため、庁内組織を設置し、次の項目について取り組みます。

- (1) 冬の快適な生活空間の確保に努めます。
- (2) 冬に強い住宅の普及に努めます。
- (3) 北国の冬を楽しく、暖かく過ごす衣生活の普及に努めます。
- (4) 冬の環境を活かした豊かで楽しい食文化の普及に努めます。
- (5) スキー、カーリング等の冬のスポーツ及びレクリエーション、それに関わるイベントの振興を図ります。
- (6) 名寄らしい冬の生活文化の創造に努めます。
- (7) 雪や寒さを活かした産業の振興を図ります。

2 市は、前項の実施にあたり高齢者や障害者などに配慮するとともに、市民が自主的に実施する雪と寒さ対策について適切な支援と調整を行います。

(市民の役割)

第3条 市民は、冬に親しみ、冬を楽しむ暮らしづくりと快適な冬の生活環境づくりのため、創意と意欲をもって、次の項目について積極的に取り組みます。

- (1) 冬の生活空間の確保のため、除・排雪に協力するよう努めます。
- (2) 雪処理、落雪等に対しては、互助協力の意識をもって、北国の生活マナーを守ります。
- (3) 北国の冬にふさわしい暖かく、楽しい装いに創意工夫します。
- (4) 冬の環境を活かし、豊かな地場産物を利用した北国の食文化づくりをすすめます。
- (5) 冬の生活が快適になる住まいづくりをすすめます。
- (6) 冬の生活をいきいきと過ごすため、スキー、カーリング等の冬のスポーツ活動に参加します。
- (7) 冬の生活が楽しいものとなるようアウトドア行事をはじめ、冬のレクリエーション、イベントなどを創意工夫し、参加します。
- (8) 冬の自然環境を活かした芸術文化活動をすすめます。

(利雪親雪推進市民委員会)

第4条 この条例を積極的に推進するために、名寄市利雪親雪推進市民委員会(以下「市民委員会」という。)を置き、市民委員会は次の項目の提言等に取り組みます。

- (1) 雪と寒さに強いまちづくりの推進に関する事。
- (2) 雪と寒さに親しみ暮らしづくりの推進に関する事。
- (3) その他必要と認められる事項に関する事。

(推奨)

第5条 市は、市民や団体が他の模範となる利雪、親雪に関わる活動に対し、市民委員会に諮って「名寄市ホワイトマスター」の称を贈り、推奨します。

(委任事項)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

この条例は、公布の日から施行します。